

令和5年度公立大学法人宮城大学評価委員会について

1 スケジュール

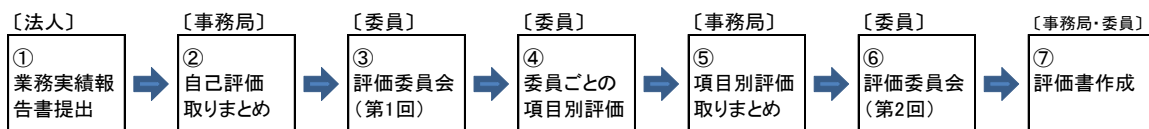
今年度は、例年実施している前年度（令和4年度）に係る業務実績評価について御審議いただくため、委員会を年2回開催予定です。

回数	日付	内容
第1回	7月28日（金）	令和4年度業務実績報告書等の調査・分析
第2回	8月25日（金）	令和4年度業務実績に関する評価結果の最終検討

2 業務実績評価について

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の令和4年度業務の実績について評価していただきます。また、評価結果は法第78条の2第5、6項の規定に基づき公表するとともに、県議会に報告されます。

審議の進め方



①業務実績報告書提出〔法人〕

法人が年度計画(中期目標)の達成状況を各項目で検証し、IV～Iの自己評価を行います。

【法人自己評価の基準】

評定	評定項目	判断の目安
IV	年度計画を大幅に上回って実施している	特筆すべき優れた実績・成果がある
III	年度計画を予定どおり実施している	達成度がおおむね90%以上
II	年度計画を十分に実施していない	達成度がおおむね60%以上90%未満
I	年度計画をほとんど実施していない	達成度がおおむね60%未満

②自己評価取りまとめ〔事務局〕（様式1）

法人の自己評価を、事務局で23項目に集約し、「公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価の実施要領」に基づきS～Dの仮評価を行います。

【委員会評定基準】

評定	評定項目	判断の目安
S	特筆すべき進捗状況にある	委員会が特に認める場合
A	年度計画を順調に実施している	自己評価の評定がすべて「IV」又は「III」
B	年度計画をおおむね順調に実施している	自己評価の評定で「IV」又は「III」がおおむね90%以上
C	年度計画の実施にやや遅れがある	自己評価の評定で「IV」又は「III」がおおむね90%未満
D	年度計画の実施が遅れており、重大な改善事項がある	委員会が特に認める場合

※自己評価取りまとめでは、「自己評価の評定がすべてIV又はIII、かつIVが50%以上」の場合に仮評定を「S」としている。

③第1回評価委員会

業務実績報告書を基に、法人からヒアリングを行います。

④委員ごとの項目別評価〔委員〕

評価委員会のヒアリングを基に、②で事務局が作成した自己評価取りまとめ資料（様式1）の各項目について、各委員がS～Dの評価を行います。

⑤項目別評価取りまとめ〔事務局〕

事務局が、委員ごとの項目別評価を取りまとめます。

⑥第2回評価委員会

⑤の取りまとめ結果を基に、項目別評価及び評価書（案）の最終検討を行います。

⑦評価書作成〔事務局・委員〕

評価委員会の結果を基に評価書を作成します。

3 提出書類等について

第1回委員会終了後に、各委員の事業年度評価及び質疑事項を取りまとめるため、下記期日まで書類の提出をお願いします。

【第1回委員会後に提出いただく書類】

○様式1 令和4年度業務実績報告（自己評価）の評定一覧

○様式2 公立大学法人宮城大学評価委員会 質疑事項シート

※様式2は質疑事項がある場合のみ提出願います。

【提出期限】

令和5年8月7日（月）まで

【提出先】

事務局（宮城県総務部私学・公益法人課）あてメールにて提出願います。

様式のデータは第1回委員会終了後、メールにてお送りします。

E-mail : shigaku-hojin@pref.miyagi.lg.jp

4 関係法令等

【地方独立行政法人法（H15.7.16 法律第118号）】〈抜粋〉

（評価の結果の取扱い等）

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。